

第5章 生活関連施設及び生活関連経路の設定

5.1 生活関連施設の設定

生活関連施設には、公共・民間施設を問わず、様々な施設が該当します。「相当数の高齢者、障がい者等が利用する(バリアフリー新法第二条二十一号イ)」という観点で、滝川市民の利用の実情に応じて、幅広く設定します。また、生活関連施設の選定の考え方として、以下のような事項を考慮します。

- 不特定多数の人が利用する施設
- 公共性、公益性の高い施設
- 高齢者、障がい者等が日常生活及び社会生活において利用する施設
- 事業化に向け施設管理者や関係機関との調整を要する施設

(1) 対象となる生活関連施設等

重点整備地区におけるバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する「生活関連施設」及び「その他の施設」は、以下のように設定し、管理者等との協議を図ります。

■生活関連施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
旅客施設	J R滝川駅	J R北海道	特定建築物
	中央バス滝川ターミナル	北海道中央バス	特定建築物
建築物	滝川市役所・図書館	滝川市	特別特定建築物
	総合福祉センター	滝川市	特定建築物
	保健センター	滝川市	特定建築物
	滝川市南地区福祉ホーム	滝川市	特定建築物
	滝川市立病院	滝川市	特別特定建築物
都市公園	平和公園	滝川市	街区公園

■その他の施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
信号機	自動信号機・音響信号機	公安委員会	
	手動信号機	公安委員会	
道路標識・道路標示	視覚障がい者用横断帯等	公安委員会 道路管理者等	

(2) 生活関連施設における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連施設におけるバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

① 生活関連施設

1) 旅客施設（JR滝川駅）

JR滝川駅の管理者である北海道旅客鉄道（株）と行政が協力して、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう駅舎のバリアフリー化を目指します。

- 駅舎内、プラットホームに視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- 出入口付近に施設の構造及び移動円滑化の主要設備配置を示す点字案内板を設置します。
- 駅舎出入口ドアに車いす使用者が使いやすい自動ドアを設置します。
- 改札口から各プラットホームに繋がる跨線橋にエレベーター等の昇降設備を設置します。
- 改札口からの段差が3段ある1番プラットホームの段差を解消します。
- 駅舎内トイレ入口部分における段差解消と障がい者用トイレを設置します。
- 「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という）」に基づき整備します。

2) 旅客施設（中央バス滝川ターミナル）

バスターミナルの管理者である北海道中央バス（株）と行政が協力して、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう、バスターミナルのバリアフリー化を目指します。

- 改札口ドアにおける車いす使用者の通行に支障のないような幅員の確保やドアを改善します。
- バスターミナル内における視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- その他移動円滑化に要する設備は「公共交通移動等円滑化基準」に基づき設定します。

3) 建築物

- 滝川市役所・図書館、総合福祉センター、保健センター、滝川市南地区福祉ホーム、滝川市立病院では、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外部から施設内までの1つ以上の移動経路を確保するために、今後、施設管理者と協議・調整を進め、必要な整備内容を設定します。
- 建築物特定施設¹⁾は、バリアフリー新法の利用円滑化誘導基準及び「北海道福祉のまちづくり条例²⁾」に基づき整備します。

¹⁾バリアフリー新法施行令第6条に規定される建築物内の移動に関わる施設。出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等が含まれる。

²⁾バリアフリー化のため平成10年4月から施行された条例であり、ユニバーサルデザインの普及や社会情勢変化に伴いハード・ソフト両面からの総合的な福祉のまちづくりを進める観点にたち平成15年8月に改正されている。

4) 都市公園

- 平和公園では、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも、快適に安心して利用できるように努め、引き続き必要な維持管理を行います。
- 「都市公園移動等円滑化基準」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき整備します。

(3) 公共交通機関における移動等円滑化に関する事項

公共交通機関のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

① 鉄道車両

鉄道車両のバリアフリー化については、北海道旅客鉄道（株）とともに継続的な推進が図られるよう努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。

- 車両の更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

② バス車両

バス車両のバリアフリー化については、バス事業者（北海道中央バス（株）、空知中央バス（株））とともに中長期的な対応として車両更新時の低床バス導入の継続的な推進が図られるよう努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。

- 車両等更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

5.2 生活関連経路の設定

5.1 で設定した生活関連施設をネットワークする生活関連経路を設定します。

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、以下のような事項を勘案して設定することが重要です。

○旅客施設と市役所、市立病院等官公庁施設、福祉施設を最短で結ぶ骨格となる経路

○より多くの人が行き交う道路種別が補助幹線以上の道路（特に主要幹線道路）

○生活関連施設の立地状況や重点整備地区の歩行者ネットワークの実情を十分に考慮した経路

移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めていくこととします。

重点整備地区内の生活関連経路以外の経路についても、必要に応じてバリアフリー化を順次進めます。

(4) 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する生活関連経路の道路及びその区間は、以下のように設定し、管理者との協議を図ります。

■生活関連経路

種類	路線名	区間
国道	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 2 丁目
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点
道道	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点
市道	⑤滝川駅前広場	滝川駅前（鈴蘭通）
	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目

(6) 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連経路のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。なお、長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な対応が必要な生活関連経路以外の道路も含めて、包括的に示します。

1) 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善

歩道の段差、傾斜、勾配等の不良箇所、路面の凹凸、波打ち等については、周辺状況を考慮しつつ維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものは道路改良等の時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

2) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置と改善

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置するとともに、既設ブロックの形状や色の改善を行います。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

3) 放置自転車対策

駅前の歩道上、特にJR滝川駅から中央バス滝川ターミナルに至る区間及び駅前再開発ビル公開空地側に常時自転車が不法に駐輪され歩道幅員が狭くなっています。歩道上の迷惑駐輪を防止するため、駅前駐輪場の利用促進に向けた啓発や関係機関と連携した適切な指導と各種ハード整備事業の中で駐輪場の新設等の対策も検討します。

4) 信号機等の改善

視覚障がい者が安全・安心に道路を横断できるように必要な箇所に音響式信号機等の設置を検討します。

5) 冬期間における歩行環境の改善

冬期間は、積雪や路面の凍結等により、有効な歩道幅員が確保できなかったり、つるつる路面等により歩行しづらい状況となることから、適切な対策を検討します。

また、快適な歩行環境確保のためには、地域住民の協力が不可欠となることから、地域住民や商店街関係者との連携を図り、冬期対策に取り組みます。

(7) その他施設の移動円滑化に関する事項（滝川駅前広場）

滝川駅前広場整備に当たっては、以下の整備方針に基づき、関係機関と検討を図ります。

1) 歩行者導線の確保

JR滝川駅から中心市街地や中央バス滝川ターミナルへ至る駅前広場内の歩行空間は規定の幅員は確保されていますが、地下歩道入口部分に近接していることから歩行者が利用しやすい導線となっておりません。歩行者や車いす等に十分配慮した歩行空間となるよう幅員拡大を含め導線の改善を行います。

2) 駅前広場内の段差や勾配、凹凸の改善

駅前広場における歩道部舗装面の破損や凹凸による障害、マンホール蓋周囲のインターロッキングブロック舗装の沈下、段差及び勾配等については、維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものはその整備時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

3) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置します。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

4) わかりやすい案内サインの設置

JR滝川駅から他の交通機関（バス、タクシー）へのアクセスをスムーズに行なえるようにわかりやすい案内サインを設置します。

